

## 地下上申絵図は、どう「つながる」のか

山 田 稔

### はじめに

「地下上申絵図」<sup>①</sup>は、本当につながるのか。これは、自分がこの絵図に関心を寄せて以来、いただき続けてきた疑問である。

これまで、同絵図は、「清図をつなぎ合わせると一率判もしくは一支藩領を形成する」<sup>②</sup>と考えられてきた。はたして本当にそうなのだろうか。この点を明らかにすることは、単にその成否の判定だけにとどまるものではない。同絵図は、館蔵絵図の中で利用頻度の最も多いものでありながらも、その全体の成立・構成については不明瞭なままである。絵図の「つながり」如何は、その成立・構成に大きくかわる問題である。ここでは、「つながり」をもとにその全容について考えてみたい。

地下上申絵図は、どう「つながる」のか（山田）

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

### 一 絵図をつなぐ

「どうつながるか」は、実際に継ぎ合わせてみればよい、と誰しも思うに違いない。しかし、一口に「清図」と言っても、①点数にして三七五点と「大量」、②最大は四mを越し、全体的に「大型」、③村形に切り抜かれた「不整形の切型図」、である。これらの継ぎ合わせが容易でないことは想像がつく。実際、藩政期よりこのかた、全部が継ぎ合わされたことは一度もない。「一宰判形成」説も実地に確認されたものではなからう。

この絵図方の事業に対する法令・布達類は何一つ知られておらず、その全容はつかめていない。そのため、遺された「絵図」そのものの検討が、有力な手掛かりの一つとなる。だが、絵図の継ぎ合わせは、諸条件を満たすことができず未実行のままであった。

ところが、昭和六一年の暮れも押し迫った頃、NHK山口放送局から「絵図継合」の企画が飛び込んできた。

絵図の継ぎ合わせが現実となる日が来たのである。「問題」の会場は、山口市内の県立高校の体育館であてられた。対象は、長門部全域と周防部の山口、三田尻、徳地宰判に限った。取扱いその他に万全の対策を講じての作業である。はたして、清図は、どう「つながり」、また「つながらない」のだろうか。

### 二 「清図」は、どうつながるのか

大概成就とて其比の当職に披露す、我等も其時遠近方勤たりし故、検分の時傍に有て其図を見たるが、一郡一村とても広き事なれハ、紙をも広く継廻して所々に切割て続合す、曲れる所もあり入込みたる所もあり、其形に切

分けたる故、継並ふるに方々相紋あり、(中略)此図を出して詮議あらは、継合する手間隙さへうろたへ廻る程ならば、相紋急の間に合間に、万事跡の祭に成へしとて笑いき<sup>④</sup>

これは、絵図方が、「地下上申絵図」(一村限明細絵図)を、当職に披露した際の記録である。当時も、絵図の大きさに驚き、継ぎ合わせに手間取った様子がよくうかがえる。さて、昭和の継合も、非常に手間のかかるものであった。さながら、「特大のジグソーパズル」の感がある。完成まで約六時間におよぶ大作業となった。この模様は、翌六二年新春のNHKニュースで放映されたので、ご覧になった方もあろう。はたして、「清図」は「一応の継合」を見、長門部を形成する「大絵図」が完成した(以下写真1参照、この際、清図のない村の場合は「副図」を使用した。)

「大絵図」の大きさは、直線距離にして、先大津宰判向津具村(A)と奥阿武宰判田万村(B)間が約一九m、(A)と船木宰判須恵村(C)間が約一三mである。この数値のみから

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)



写真1 清図継合作業



### 三 「清図」はすべて作られたのか

「清図」の現存状況を、地図上にイメージ化したのが図2である。これから、「清図」は、大部分調っているものの上関、小郡宰判と清末藩をすべて欠き、長府、徳山など支藩領に欠けが目立つことがわかる。これは「欠損」なのか、それとも「未調製」なのか。この点を、絵図の伝来・残存状況からさぐってみよう。

「地下上申絵図」の伝来は、①藩府絵図方→②山口県文書課→③山口県立山口図書館(昭和五、六年)→④山口県文書館(昭和三八年)の過程を経る。幸いに、各時点で「目録」が作成されているので、これを検討資料とした。使用した「目録」は、[A]『諸役所控目録 絵図方』(明和二年。絵図方平田仁左衛門書出。「明細絵図」の郡・宰判ごとの数量書き上げ。藩政期の状況を示す唯一のもの。)、[B]『旧記細目』(明治一八年頃。山口県庁保管時代の目録。各郡・宰判・村ごとに「地下図」「清図」の有無が記される。)、[C]『地下上申絵図仮目録』(昭和六〇)。現行のもの。「現在」の比較結果を表2としてまとめた。表作成にあたり、村の管轄異動をできるだけ考慮した。また、[A]～[C]はそれぞれ目録記載の基準が違いため、表1は郡・宰判ごとに、表2は宰判ごとにまとめざるを得なかった。表1をみてみよう。[A]によれば、明和二年時点では、かなりの「清図」が「未調製」であったことがわかる。また、時代の流れに伴い、「地下図」、「清図」ともに「欠損」がみられる。だが、ここで注目すべきは、[B]時点で「清図」が三八一枚と、[A]に比して八三枚の「増加」がみられることである。このことは、言い換えれば「明和二年以降も清図の調製がおこなわれた」ことにならないか。

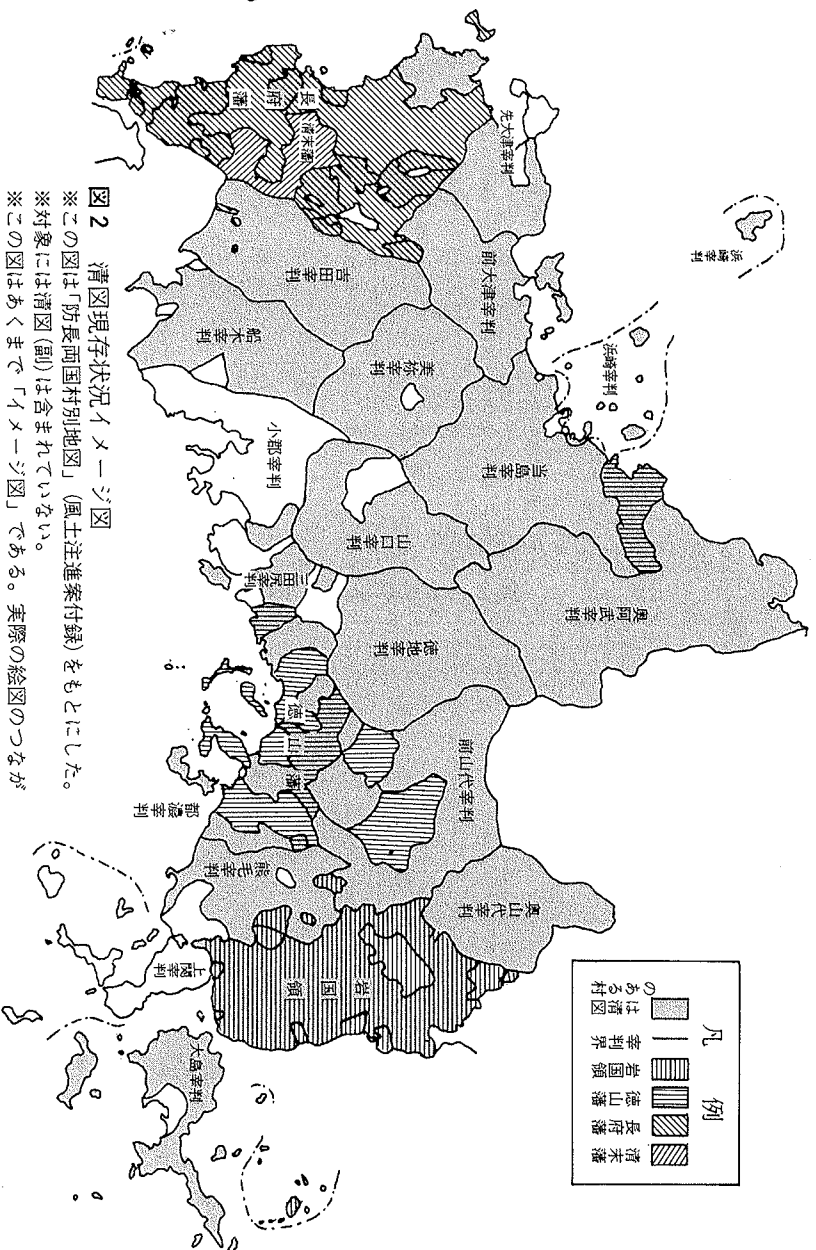


図2 清図現存状況イメージ図

※この図は「防長両国村別地図」(風土注進案付録)をもとにした。  
 ※対象には清図(副)は含まれていない。  
 ※この図はあくまで「イメージ図」である。実際の絵図のつながりや形とは多少異なる点に留意されたい。

表1 郡別率判別絵図数量比較表

郡	室	官	A				B				
			小	地	下	清	小	地	下	清	
阿武	当	島	21				16			18	
	津	島					5			5	
	奥	阿武	22				21			22	
	徳	山	2				0			2	
豊前	津	島	1				0			1	
	津	島					0			0	
	先	大	11				11			11	
	前	大	7				7			7	
豊前	津	島	8				8			8	
	津	島					11			9	
	先	大	10				11			24	
	前	大	23				23			8	
豊前	津	島	5				5			5	
	津	島					4			4	
	先	大	5				9			45	
	前	大	9				71			1	
豊前	津	島	1				0			1	
	津	島					5			14	
	先	大	31				27			16	
	前	大	14				8			1	
豊前	津	島	25				1			25	
	津	島					7			7	
	先	大	13				2			0	
	前	大	1				13			11	
豊前	津	島	7				7			7	
	津	島					27			0	
	先	大	22				22			22	
	前	大	16				15			0	
豊前	津	島	6				6			6	
	津	島					16			16	
	先	大	16				16			16	
	前	大	54				53			53	
豊前	津	島	29				3			3	
	津	島					25			25	
	先	大	6				6			6	
	前	大	2				2			2	
合	計		488		786		188		869		

A「諸役所控目録」 B「日記細目」 ※(編入)は明治初期の管轄変更による編入分 ※「未」は「未調製」のこと。 ※率判名はAの記載を基本とした。

表2 率判別絵図数量比較表

室	官	名	区	C	B	C-B	備
大	島	津	津	25	27	未	「相山村」、「日前・毛田村」、「秋村」、「伊井村」、「山田村」、「藤原村」、「日見村」、「志佐村」に遺物が編入している。
			地	16	16		
前	山	代	津	23	23	二	「深山之洞」が奥東797番に移出。
			地	20	21	二	「川西村」身籠毛部へ入るため上移減。
上	関	津	津	0	0		
			地	28	28	未	「川西村」身籠毛部へ入るため上移減。
徳	毛	津	津	12	13	二	「切畑村」名残のうち1枚が欠。
			地	11	11		
三	田	津	津	8	7	未	「切畑村」名残を具るため。
			地	25	25	未	
徳	地	津	津	27	28	二	「新田村」、「新田」欠。
			地	16	17	二	「切畑村」欠、「田尻」欠、「田尻」欠。
小	部	津	津	0	0	二	「切畑村」欠、「田尻」欠、「田尻」欠。
			地	23	23	二	同上、「小部上郷村」欠。
丹	津	津	津	24	24		
			地	16	16		
美	津	津	津	11	11	二	「藤原村」欠。
			地	10	11	二	「藤原村」、「向原村」欠。
先	大	津	津	13	13	二	「藤原村」欠。
			地	14	15	二	「藤原村」欠。
前	大	津	津	13	13	二	「藤原村」欠。
			地	16	19	二	「藤原村」欠。
出	島	津	津	5	5		
			地	17	17	二	「川西村」、「大井村」欠。
津	島	津	津	5	5		
			地	21	22		
奥	阿	武	津	25	27	二	「久富村」2枚のうち1枚欠。
			地	56	55	未	「立之津村」が追加(2)。
岩	国	津	津	29	29		
			地	1	2	二	「釜山村」2枚のうち1枚欠。
徳	山	津	津	14	14		
			地	1	1		
清	水	津	津	70	71	二	「八道村」に徳田1枚編入、「伊豆村」、「神田村」併用欠。
			地	46	45	未	「東後野村」(徳田)が追加。
長	府	津	津	497	496		
			地	276	281	二	
合	計	津	津	862	869	二	
			地				

▽C「地下上申絵図」目録(昭60) ※1「新別名村」(774-(2)番)、「久富村」(776-(2)番)としてAに追加している。  
 ▽B「日記細目」 ※2「鎌羽村」(1145番)を「同清図」(副図)に変更した。  
 ▽◎は地下図、◎は清図 ※3「格東分(副)」(872番)を「同清図」に変更した。

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

これまで、筆者は、絵図全体の完成時期を宝暦、明和頃と推定していた。その理由は、以下による。

- ①「地下図」の差出年号の最も遅いものが、宝暦三年(一七五三)であること。
- ②絵図調製の責任者である、井上武兵衛の絵図方任在任期間が、宝暦五年(一七五五)までであること。
- ③「和智東郊座右記」の筆者和智東郊が明和二年(一七六五)に没していることから、絵図の当職への披露が明和二年以前となること。

このことと、「明和二年以降の清図調製」をどう結びつけたらいいのか。全体の完成を見ないまま、事業は終了したのであろうか。

この明和以降の調製がおこなわれた主な地域は、奥阿武、先・前大津、徳地、都濃、前山代の各率判である。これらの地域の「地下図」の差出年号は、主に寛延、宝暦期で、いわば「地下図」差出しの後期にあたる。だが、差出年号のないものも多く、これだけでは判断の決め手とならない。

ところが、これらの「地下図」には共通点がある。それは、いずれも「村境に沿って切り抜かれた不整形の切型図」であることだ。これは、絵図方が現地踏査をもとに清図と同型式の絵図を調製し、村役人の確認を得て提出させる形式の「地下図」で、色彩面の相違を除けば「清図」として「機能」する。これについては、拙稿「地下上申絵図の「地下図」について」を参照されたい。また、徳地率判や、「清図」が未調製のままで終わった上関率判の場合、前記のものとは色彩・描法が異なるが、村形に切り抜かれ、相紋も付されており、これも「清図」の「機能」を果たしている(写真2参照)。とすれば、必ずしも「清図」をもって「完成図」としたのではなく、「地下図」であっても「清図」的機能を果たすものであればよかったと考えられないだろうか。このことは「地下上申絵図」調製の目的の一つが、

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

一村ごとの「境目」を明確にすることにあったことからすれば理解も可能である。しかし、この事業期間の延享二年(一七四五)に藩財政再建のため、臨時的な役座の業務がすべて中断していることを忘れてはならない。絵図方もその例外ではなく、臨時役座であった「明細絵図方」<sup>⑩</sup>の絵図調製にも多分の支障・制約が生じたに違いない。このこと的一端は、「絵図方作成の地下図」調製が、「地下図」差出しの後期(寛保〜宝暦期)に集中することからも推察できる。以上のことから、「地下上申絵図」調製は一応の完成をみたものの、「清図」での「統一」には至らなかったと考えられる。

次に表2をみてほしい。これにより、現存の「地下上申絵図」に含まれる「別物」と、「欠本」、「追加」を明らかにすることができた。また、この機会にあらためて絵図全体に目を通すことができたので、それらを含めた現行「仮目録」の修正点を以下に挙げておく。

(大島宰判)九「和田村」、癸「日前・土居村」、

壹「秋村」、凸「出井村」、叁「戸田村」、凸「横見村」、叁「日見村」、二〇〇「志佐村」地下図が「別物」。

(吉田宰判) 交突「末益村清図(副力)」が「別物」(「末益村画図」)。

(先大津宰判)「新別名村」と「久富村」清図が追加。↓七四一(「新別名村地下図」、七四一(「新別名村清図」、

七六一(「久富村地下図」、七六一(「久富村清図」。 (当島宰判)八七三「椿東分清図(副)」↓「同清図」に訂正。

(徳山領) 二翌「讓羽村清図」↓「同清図(副力)」に訂正。

(長府領) 二三「八道村地下図」↓「同地下図(控)」に訂正。

このほか、稿末に別表として「清図」法量目録を掲載した。あわせて今後の研究・利用に役立てて欲しい。

#### 四 「地下上申絵図」の「つながる」もの

防長の絵地図作成の流れからみると、「地下上申絵図」の後には、幾種類かの全域的な「郡図」と「両国全図」が作成される。「地下上申絵図」が「郡図」に「つながる」ことは、すでに三浦肇、川村博忠両氏によって明らかにされている。この稿でみてきたとおり、「清図」が「郡単位」でまとまることもそれを裏付けるものである。

ところで、「清図」についても一つふれておきたいことがある。それは、「清図」には大きく分けて二つの「描法」が存在することである。写真3、4を見ていただきたい。Xは「描き手」が自分の立っている地上の場所からあまり動かないまま、そこから四圍に見えるものを写生的に描いている趣が強い。これは、いわば「虫観図」<sup>⑪</sup>である。したがって、遠方に見える山々も、見えるままに絵画的に描写され、山の向うの見えない所は描かれない。これに対し、Yは絵画的要素を含むが、より「平面図」的である。真上からの俯瞰図風で、尾根筋が白線で明示され、現在の「ぼ

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

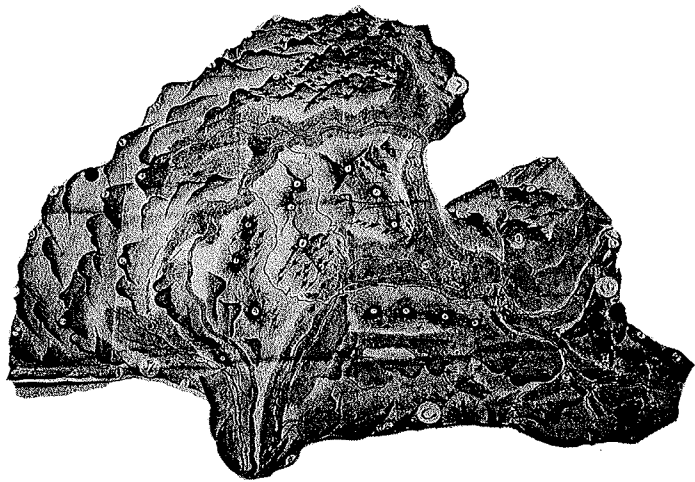


写真2 「徳地宰判高瀬村地下図」(105×137)(部分)

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

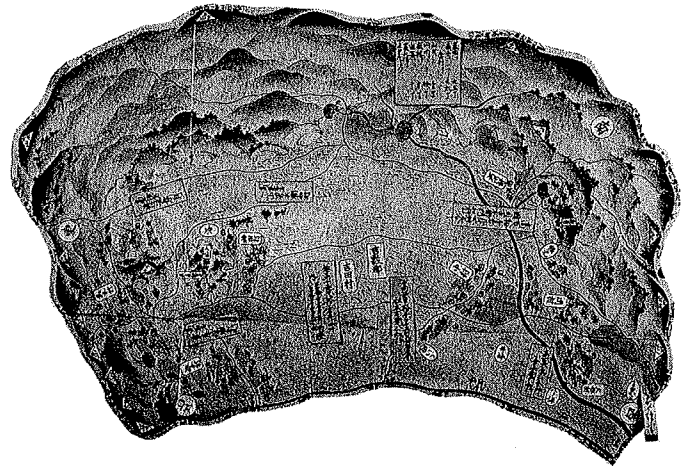


写真3 X 「山口幸判吉田村清図」(63×42)



写真4 Y 「奥阿武幸判須佐村清図」(391×204)(部分)

かし図」(レリーフ)、「けば図」に似た点がある。

この相違はどうしてあらわれるのか。この理由には、「虫観図的描写法」の「限界」が考えられる。「虫観図」では山の形も見えるままに描かれるため、おのずから「客観性」が薄れる。「一村限り」の境目を明らかにする上ではともかく、隣村と継ぎ合わせた場合、その境目周辺の「地形」が明確にならないといった問題が起きる。このことは、この絵図が「論地詮議」に使用されたとしてもその有効性を失いかねない。絵図に「客観性」が要求されればされるほど「平面図」に近づかざるを得なくなる。また、これは対象地域の地形とも関連してくる。一村内でも、地形が入り込み複雑になればなるほど「虫観図」の寄集めでは表現できなくなってしまうのだ。ここにも「虫観図」の「限界」が露見する。Xパターンが、「地下図」差出しの早い(享保期)地域、言い換えれば「事業の初期」にみられ、それ以降はYパターンに移行していることから、Xパターン(虫観図)の「限界」に気づいた絵図方が「描法」を修正

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

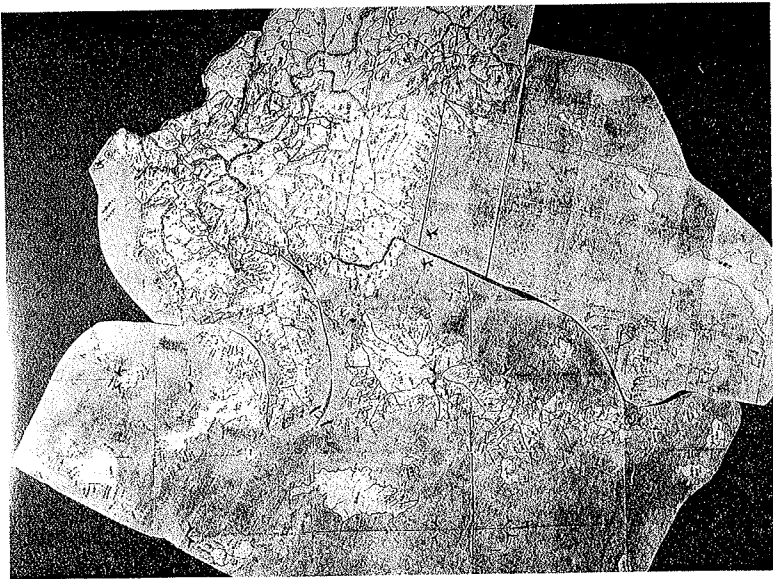


写真5 「防長両国郡別地図」

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)  
したのである。

「描法」修正の理由は、他にも考えられる。この後に作られる「郡図」のうち最も早いものは「防長両国郡別地図」(明和と天明頃)(写真5)である。これは地図様式の郡図で、「一郡単位で仕立て」となっている。このもとになったのが「一郡」を成す「村絵図」であることは言うまでもない。さらにこの後、「平面図」的郡図が相次いで作成されることから、このような「客観図」を作成するためにも、もとになる清図の「描法」は変化したと言えまいか。

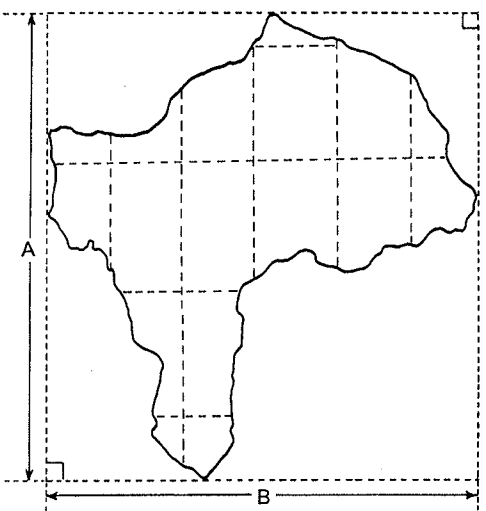
最後に、「明和期以降の清図調製」の問題が残った。「地下上申絵図」は、藩政期を通じて唯一の「統一的村絵図」である。「境目」確認以外の用途も多かったに違いない。「清図」調製は、未調製部分の補完と「郡図」作成のもとを作るために続行された。だが、絵図方の事業の中心が、「郡図」作成に移行するにつれて、その手は次第にこの清図調製を離れていったのであろう。「清図」での統一までは達成できなかったが、これらはまさに「統一的郡図」へと活かされ、「つながって」いったのである。

- 註①山口県文書館蔵旧藩別置記録。「諸役所控目録」(明和二一年)(註⑤)によれば、藩政期に「地下上申絵図」は「明細絵図」、「地下図」は「地下絵図」、「清図」は「清書絵図」と呼称されていたことがわかる。
- ②刊本「防長地下上申」第一巻の「解説」参照。
  - ③「和智東郊座右記」(毛利家文庫・叢書三七番)
  - ④「地下上申絵図」四九二番。
  - ⑤毛利家文庫・諸省四〇(一七の七)番。
  - ⑥毛利家文庫・地誌五四(二の一)番。
  - ⑦「県庁伝来旧藩記録等仮目録」(昭六〇)所収。ただし、ここで用いた数値は、その後筆者の修正を加えたものである。
  - ⑧「山口県文書館研究紀要」第12号(昭六〇)所収。
  - ⑨広田暢久「長州藩歴史編纂事業史(其の五)」(山口県文書館研究紀要第13号)参照。
  - ⑩「地下上申絵図」「寺社旧記」をはじめとする一連の地誌編纂事業は、「絵図方」中の同役座が受け持った。
  - ⑪堀 淳一「地図「遊び」からの発想」(講談社現代新書)参照。
  - ⑫毛利家文庫・絵図二五二番。十二郡のうち四郡が散逸。

### 〔別表〕地下上申絵図「清図」法量目録

凡例

- (1) この目録は、「清図」(但し、「清図」がない場合は「副図」↓(副)と表示)の法量をまとめたものである。
- (2) 和数字は、「地下上申絵図仮目録」(「県庁伝来旧藩記録等仮目録」所収。昭和六〇)の整理番号である。
- (3) 法量の単位はセンチメートルである。
- (4) 記号○△は「副図」を伴うことを示す。○は完成されたもの、△は地名未記入や記入半途など未完成のものは明治初期に複製された「新図」を表わす。
- (5) 法量の取り方については、以下のように行なった。  
「清図」は、すべて不整形の切型図のため、タテ×ヨコが単純に割り出せない。そのため幾通りかの方法が考えられるが、ここでは「絵図の折目に対して平行であり、絵図を囲む最小限の長方形の二辺」をそれぞれA、B(但しA≧B)とし、A×Bで表わすこととした。また、絵図は全体的に折りジワが強く、大型のものや破損の著しいものもあるため、計測は自然展開状態で行なった。なお、少数点以下はすべて切り上げた。



例 奥山代宰判秋掛村 (---線は折目)

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)



大島宰判		奥山代宰判		前山代宰判	
二	伊保田村	壹	秋村	一	宇佐郷村
二	伊保田村	△	92×85	△	236×127
二	油宇村	○	83×67	△	138×81
二	和田村	○	151×131	△	159×74
二	内入村	△	76×37	△	101×55
元	小泊村	△	81×49	○	
三	和佐村	○	75×73	○	
三	神保村	○	93×74	○	
元	平野・森村	○	119×79	○	
三	西方村	△	145×73	○	
三	地家室	○	128×63	○	
四	沖家室	○	167×140	○	
四	外人村	○	149×139	○	
四	平郡島	△	74×56	○	
五	油良村	△	102×71	○	
五	日前・土居村	△	70×57	○	
六	久賀村	△	85×73	○	
六	椋野村	○	78×57	○	
六	三蒲村	○	115×91	○	
七	屋代・小松村	○	199×175	○	
一	室積村	一	末武村	一	久米村・榑浜
二	出井村	二	光井村	二	下谷村
二	戸田村	二	野原村	二	須々万村
二	横見村	二	島田村	二	長穂・助地村
二	日見村	二	浅江村	二	中野・川上村
二	志佐村	二	三井村	二	小畑村
二	遠崎村	二	大河内村	二	戸田村
三	生見村	三	立野村	三	湯野村
三	下畑村	三	小周防村	三	三田尻宰判
三	阿賀村	三	東荷村	三	牟礼村
三	中山村	三	小松原村	三	防府佐波令
三	秋掛村	三	樋口村	三	向島
三	本郷市村	三	原村	三	大崎・佐野村
三	本郷村	三	安田村	三	右田村
三	宇都可村	三	呼坂・勝間村	三	真尾村
三	黒沢村	三	八代村	三	奈美村
三	本谷村	三	榑余地村	三	切畑村
三	大原村	三	都濃宰判	三	徳地宰判
三	宇佐村	三	切山村	三	高瀬村
三		三	笠戸島	三	

一〇一	中瀬村	一〇一	室積村	一〇一	末武村
一〇二	大野村	一〇二	光井村	一〇二	久米村・榑浜
一〇三	広瀬東分	一〇三	野原村	一〇三	下谷村
一〇四	広瀬西分	一〇四	島田村	一〇四	須々万村
一〇五	鹿野上村	一〇五	浅江村	一〇五	長穂・助地村
一〇六	大潮村	一〇六	三井村	一〇六	中野・川上村
一〇七	鹿野中村	一〇七	大河内村	一〇七	小畑村
一〇八	鹿野下村	一〇八	立野村	一〇八	戸田村
一〇九	熊毛宰判	一〇九	小周防村	一〇九	湯野村
一一〇	久原村	一一〇	東荷村	一一〇	三田尻宰判
一一一	中村	一一一	小松原村	一一一	牟礼村
一一二	長野村	一一二	樋口村	一一二	防府佐波令
一一三	中曾根村	一一三	原村	一一三	向島
一一四	指川村	一一四	安田村	一一四	大崎・佐野村
一一五	塩田村	一一五	呼坂・勝間村	一一五	右田村
一一六	宿井村	一一六	八代村	一一六	真尾村
一一七	吉井村	一一七	榑余地村	一一七	奈美村
一一八	三輪村	一一八	都濃宰判	一一八	切畑村
一一九	岩田村	一一九	切山村	一一九	徳地宰判
一二〇	伊保木村	一二〇	笠戸島	一二〇	高瀬村

地下上申絵図は、ペラ「こながる」のか(山田)

三三	巢山村	136×86	四一	引谷村	178×106	五五	篠目村	227×171
四四	清涼寺村	95×60	四四	船路村	157×122	五〇	舟木宰判	
四七	鯖河内村	127×96	四六	野谷村	176×112	五〇	川上村	69×63
四〇	串村	137×127	四〇	柚木村	267×135	五三	宇部村	164×162
四三	夏切村	88×83	山口宰判			五四	小串村	67×40
四四	埜村	135×103	四六	仁保村	134×93	五〇	藤曲村	90×72
四六	米光村	109×79	四九	深野村	80×32	五〇	沖壇中山村	77×62
四二	馬神村	116×63	五四	小鯖村	220×83	五三	末信村	86×60
四二	上村	127×84	五〇	長野村	75×69	五六	棚井・広瀬村	92×72
四四	藤木村	90×53	五〇	矢田村	61×55	五六	吉見村	137×81
四二	島地村	142×69	五三	間田村	129×86	五三	木田村	83×73
四四	山畑村	101×62	五六	平井村	59×43	五五	車地村	120×77
四七	堀村	120×93	五三	吉田村	63×42	五三	山中村	90×61
四〇	庄方村	158×100	五三	恒富村	78×50	五五	藤河内村	71×47
四三	伊賀地村	133×114	五七	平野村	62×47	五六	檢小野村	51×40
四六	岸見村	111×64	五〇	黒川・朝田村	107×59	六三	四ヶ小野・花香如意寺村	157×110
四六	深谷村	112×77	五三	矢原村	84×52	六六	一ノ小野村	130×91
四二	小古祖村	92×52	五七	吉木村	100×74	六〇	吉部村	118×117
四七	八坂村	112×80	五四	朝倉村	52×35	六四	万倉村	194×90
四七	三谷村	257×109	五〇	宮野村	130×124	六六	矢矯村	122×106

三三	船木村	108×71	七〇	宇津井・松屋村	126×82	六七	井上村	193×107
三三	有帆村	99×92	七五	吉田・肥田村	124×101	六七	河原村	190×124
三六	際波村	93×63	七〇	今浦	41×18	七三	新別名村	85×44
三二	須恵村	192×91	美祿宰判			七三	久富村	145×59
三二	高泊村	138×103	七三	大田村	185×115	七〇	日置村	239×150
三六	千崎村	62×60	七六	綾木村	172×75	七二	蔵小田村(副)	180×121
吉田宰判			七〇	長田村	99×65	七四	津黄村	145×89
三〇	伊佐村	122×106	七三	真名村	133×79	六七	向津具村(副)	213×195
三三	河原村	66×54	七三	岩永村	134×100	前大津宰判		
三三	於福村	125×114	七三	秋吉村	108×84	六七	地吉村	106×76
三二	麦小野村	132×121	七五	嘉万村	176×127	七三	殿敷村(副)	142×100
三三	大嶺村	123×117	七五	青景村	100×71	七三	一ノ瀬村	101×92
三三	山中村	98×82	七五	赤村	97×73	七六	橋原村	42×30
三三	厚保村	170×104	七五	小野村	72×42	七三	殿井村	134×90
三三	山井村	126×86	七五	先大津宰判		七〇	通小浦	180×153
三〇	鴨庄村	126×76	七五	滝部村	115×98	七〇	三隅・中村	186×144
三五	末益村	197×101	七五	阿川村	136×86	七三	青海村	136×111
三三	津布田村	117×64	七五	下神田村	161×105	七六	瀬戸崎浦	90×75
三三	福田村	70×56	七六	中神田村	151×82	七〇	白濁村	105×51
三三	土生村	131×82	七五	上神田村	185×88	七四	深川村	163×115

地下上申絵図は、ペラ「こながる」のか(山田)

三隅村 186, 144  
村 186, 144

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

六〇七	真木村	56×55	△	浜崎宰判	六〇八	羽島	152×141	△	六〇九	宇生賀村	124×91	△
六〇八	波木村	115×79	△	六〇九	大島	87×59	○	六一〇	木与村	106×70	△	
六〇九	俵山村	170×95		六一〇	権島	61×36		六一〇	宇田村	187×137	△	
	当島宰判			六一〇	尾島	85×72	○	六一〇	惣郷村	148×109	△	
六一〇	明木村	310×195	△	六一〇	見島	52×34		六一〇	須佐村	391×204	△	
六一〇	佐々並村	305×230	△	六一〇	奥阿武宰判	132×91		六一〇	上小川村	150×112	△	
六一〇	川上村	246×210	○△	六一〇	徳佐村	258×205		六一〇	下小川村	200×131	△	
六一〇	江舟・野戸呂村	183×130	○△	六一〇	地福村	308×142	△	六一〇	上田万村	167×82	△	
六一〇	福井下村	173×160	○△	六一〇	生雲村	403×134	△	六一〇	下田万村	220×120	△	
六一〇	福井上村	181×151	△	六一〇	渡川村	291×128	△	六一〇	江崎村	75×36	○	
六一〇	紫福村	203×168	△	六一〇	蔵目喜村	150×135	△		岩国領			
六一〇	黒川村	113×73	○△	六一〇	高佐村	140×97	△	一〇〇〇	関ヶ浜村	71×65		
六一〇	大井村(副)	118×118	△	六一〇	片俣村	96×76	△	一〇〇〇	瀬田村	95×70		
六一〇	椿東分	228×115		六一〇	嘉年村	255×157		一〇〇〇	脇村	94×66		
六一〇	川島庄(副)	159×114	△△△	六一〇	鈴野川村	236×95	△	一〇〇〇	小瀬村	115×105		
六一〇	椿西分	115×108	△△△	六一〇	弥富村	155×147	△	一〇〇〇	今津村	92×35		
六一〇	山田村	178×88	○△	六一〇	福田村	141×127	△	一〇〇〇	柱島	178×161		
六一〇	木間村	133×94	○△					一〇〇〇	小今津村	73×52		
六一〇	三見村	165×151	○					一〇〇〇	門前村	108×70		
六一〇	三見村海上(鯖島)	151×119	△									

一〇三	錦見村	77×72		一〇六一	二鹿村	79×70		一〇六一	大島村	100×75	
一〇四	岩国村	79×52		一〇六二	明見谷村	154×89		一〇六一	日積村	136×129	
一〇五	中須村	127×68		一〇六三	大山村	111×52		一〇六一	柳井村	174×133	
一〇六	川西村	75×45		一〇六四	長谷村	87×66		一〇六一	新庄村	96×61	
一〇七	平田村	166×58		一〇六五	日宛村	99×60		一〇六一	伊賀地村	144×130	
一〇八	海土路村	76×61		一〇六六	藤谷村	102×90		一〇六一	余田村	176×92	
一〇九	黒磯村	61×27		一〇六七	釜ヶ原村	122×73		一〇六一	立ヶ浜村	75×35	
一〇一〇	青木村	62×39		一〇六八	志部前・西畑村	193×100		一〇六一	徳山領		
一〇一一	保津村	62×46		一〇六九	上須通村	118×71		一〇六一	生野屋村(副)	66×40	
一〇一二	通津村	124×105		一〇七〇	須通村	73×38		一〇六一	来卷村(副)	111×38	
一〇一三	六呂師村	145×74		一〇七一	河上村	115×76		一〇六一	東西豊井村(副)	98×94	
一〇一四	叶木村	75×46		一〇七二	午王内村	92×72		一〇六一	栗屋村(副)	118×60	
一〇一五	柱野村	125×74		一〇七三	用田村	60×37		一〇六一	裕島(副)	61×40	
一〇一六	御庄村	111×96		一〇七四	中山村	128×117		一〇六一	遠石村(副)	67×56	
一〇一七	阿品村	73×57		一〇七五	祖生村	216×188		一〇六一	讓羽村(副力)	93×36	○
一〇一八	多田村	92×80		一〇七六	玖珂本郷村	172×123		一〇六一	瀬戸村(副)	151×111	
一〇一九	関戸村	100×41		一〇七七	由宇村	176×104		一〇六一	温見村(副)	74×51	
一〇二〇	河内村	126×117		一〇七八	姫ヶ小島	48×38		一〇六一	大藤谷村(副)	65×37	
一〇二一	行正・近延	108×75		一〇七九	甲島	48×45		一〇六一	川曲村(副)	111×101	
一〇二二	甘木村	120×118		一〇八〇	神代村	235×103		一〇六一	上村(副)	76×46	

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

地下上申絵図は、どう「つながる」のか(山田)

二五	上々村(副)	114×78		三六	大河内村	76×71		三六	富任村	83×46
二六	四熊村(副)	123×86		三三	今山村	53×30		三六	熊野村	48×37
二七	富田村(副)	192×145		三四	保々村	75×69		三七	伊倉村	72×32
二八	福川村(副)	105×89		三九	嶽村	142×57		三七	稗田村	63×37
二九	富海村(副カ)	141×74		三〇	員光・山田村	100×66		三九	蒲生野村	78×53
三〇	奈古村	226×184	△	三一	宇部村	55×47		三九	安岡村	106×33
三一	清末領			三二	田倉村	115×39		三九	福江村	162×93
三二	伊崎・竹崎浦	83×49		三三	長府村	78×76	○	三九	吉母村	85×73
三三	長府領			三四	秋根村	112×61	○	四〇	黒井村	144×52
三四	東長野村	88×61	新○	三五	一ノ宮村	69×59	○	四〇	吉永村	175×48
三五	樅木村	127×76		三六	藤ヶ谷村	37×24		四〇	宇内村	68×55
三六	稲光村	98×57		三七	高畑村	39×26		四一	浮石村	126×50
三七	日野・高山村	90×61		三八	棕野村	54×52		四一	一ノ俣村	133×79
三八	東中山村	157×75		三九	前田村	51×47		四二	島戸浦	39×28
三九	西中山村	80×73		四〇	赤間関村	90×69		四二	小串村	101×75
四〇	城戸・西長野村	81×59		四一	豊前田村	45×39				
四一	庭田村	89×44		四二	竹ノ子島	67×49	○			
四二	鷹子村	113×42		四三	六連島	65×49	○			
四三	今出村	112×77		四四	有富村	68×48				
四四	向地吉村	22×18		四五	綾羅木村	116×51				